

新農林水産省木材利用推進計画

－公共建築物等木材利用促進法に基づく計画－

〔平成22年12月策定
農林水産省〕

1 趣旨

平成22年10月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）が施行され、法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）」（以下「基本方針」という。）が公表された。今後、国は率先して公共建築物における木材の利用の促進に努め、地方公共団体や民間企業等に國の方針に即した主体的な取組を促すなど、幅広い木材需要の拡大を目指して、主導的な役割を果たすことが求められている。

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な省エネ素材であり、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

このため、農林水産省では、従来より、関係公共土木工事や補助事業等における木材利用の拡大に省を挙げて取り組んできた。また、平成21年には、農林水産省地球温暖化対策本部（平成21年10月設置）の下に木材利用推進チームを設置し、木材の利用を推進する取組を政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者まで浸透させることにより、地球温暖化対策に貢献することとした。

こうした状況を踏まえ、森林・林業再生プラン（平成21年12月）に掲げられている「10年後の木材自給率50%以上」という目標の達成に向け、また、温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減という地球温暖化対策の中期目標の達成に貢献するため、「先づ隗より始めよ」という諺にもあるように、農林水産省及び関係機関を挙げて自ら木材利用の推進にこれまで以上に取り組むこととし、そのための計画を新たに定める。本計画は、法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」と位置付けるとともに、これまで同様、公共土木工事、補助事業等についてもその対象とする。

本計画の実施に当たっては、「原則木造・木質化・木製品」との考え方の下、公共工事等のコスト構造改善に取り組む必要性にも十分留意しつつ、農林水産省が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」も踏まえ、間伐材又は合法性が証明された木材・木製品の利用推進に努める。

2 取組の対象、取組方針及び取組期間

(1) 取組の対象

木材利用の推進に取り組む対象は、以下のとおりとする。

- ① 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設（以下「対象施設」という。）
- ② 農林水産省関係公共土木工事における柵工・土留工等の工作物及び施設
- ③ 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設（以下「補助対象施設」という。）
- ④ 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品（以下「対象物品」という。）

なお、農林水産省関係公共土木工事については、独立行政法人（今後独立行政法人化する機関を含む。以下同じ。）に対する農林水産省の補助事業に係るものを含む。また、対象施設については、独立行政法人が農林水産省の補助事業で整備するものを含む。

(2) 取組方針

基本方針を踏まえ、(a)低層の公共建築物は原則としてすべて木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進する、(b)木造と非木造との混構造の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進する、(c)木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進する、(d)暖房器具やボイラーを設置する場合には木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるという方針の下、以下により取り組むこととし、個別の利用目標を別添のとおり定める。

- ① 対象施設及び補助対象施設については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、間伐材又は合法性が証明された木材（以下「間伐材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組むとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に努める。
- ② 農林水産省関係公共土木工事については、関係法令、構造、設置場所、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、間伐材等を利用した工事を積極的に推進（以下「グリーン公共事業の推進」という。）する。
- ③ 対象物品の購入に当たっては、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材利用による効果、付加価値等を総合的に判断した上で、間伐材等を使用した木製品の導入を積極的に推進する。

(3) 取組期間

本計画の取組期間は、平成22年度から27年度までの6年間とし、期間の途中における成果を検証し必要な見直しを行う。

3 モデル的な取組

間伐材等の新たな分野における利用を推進するため、モデル的な取組を推進する。具体的な取組は以下のとおりとする。

部局	事業名	モデル的な取組	備考
林野庁	森林整備事業 治山事業	間伐材を林道のコンクリートよう壁や谷止工背部で撤去が不要な残置式の型枠として利用する。 間伐材や根株等をチップ化して植生基材吹付工の基盤材として利用する。 木製ガードレール、間伐材等を使用した合板型枠を利用する。	
水産庁	水産基盤整備事業	間伐材を耐久性のある鋼製やコンクリート製の魚礁と組み合わせて利用する。	

4 木材の安定供給のための取組

木材利用推進に必要となる間伐材等を安定的に供給するため、以下の取組を行う。

項目	具体的取組
需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備	大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等の安定供給を促進する。 木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。
木材利用に係る技術開発	需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。
木造化等に関する情報の提供	全国各地の木製施設等に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。
木製構造物に関する歩掛の充実	木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。
木材利用推進に関する具体的な説明の実施	関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。 森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の

	地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。
	森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。
木材利用推進のための問い合わせ窓口の設置	農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に問い合わせ窓口を設置する。

5 実施に当たって留意すべき事項

(1) 公共土木工事のコスト構造改善

グリーン公共事業の推進に当たっては、「農林水産省公共事業コスト構造改善について」(平成20年4月2日 農林水産省公表)の趣旨に沿い、木材利用の促進を含めた総合的なコスト構造改善に資するよう取り組む。

(2) 環境への配慮

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、間伐材等を使用した物品の調達、公共工事における小径丸太材(間伐材)やバーク堆肥(木質土壤改良資材)、製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボードの利用、現地での伐採材を活用した法面緑化工法の選択等に努めなければならないとされており、これらが更に促進されるよう取り組むとともに、コンクリート打設用の型枠については、間伐材等を使用した木製の型枠とすることに取り組む。

また、再生産可能で環境負荷の少ない木質バイオマスの利用を促進することは、地球温暖化の防止、循環社会の形成や山村地域の活性化等を図る上で重要である。このため、供給体制等を考慮しつつ木質バイオマスを燃料とする施設・設備の導入に取り組む。

併せて本計画に基づく木材の利用が「持続可能な森林経営」の推進に資するよう配慮する。

6 成果の検証、報告及び公表

本計画に基づく取組の成果について、各年度ごとに速やかに検証を行う。この検証に当たっては、必要に応じて専門家等の意見を聴くものとする。また、「農林水産省地球温暖化対策本部木材利用推進チーム」において、取組の成果について検討し、「農林水産省地球温暖化対策本部」に報告するとともに公表する。

なお、公表する際には、計画の実施状況に併せて目標を達成できなかった施設等を公表するとともに、法令等の制約により木造化等ができなかった施設等の事例についても紹介する。

7 関係省庁、民間等への普及推進

木材の利用を推進する取組について、政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者まで浸透させる観点から、関係省庁及び都道府県、市町村の農林水産担当部局、農林水産関係団体、民間企業、消費者等に積極的に働きかけるなど、関係者との連携を図る。

特に、木材の利用の促進に関する消費者の理解の醸成を図るため、公共建築物における木材の利用の促進の意義等について消費者に分かりやすく示すよう努める。

別 添

1 対象施設における目標

対象施設における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に間伐材等による木造化、内装等の木質化を明記する。

組織	施設の種類	目標
農林水産省本省	庁舎	内装等の木質化率100%（注2）
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	庁舎 宿舎 研修施設 倉庫	木造率100%（注1）、内装等の木質化率100%（注2）。

組織	施設の種類	目標
独立行政法人 農林水産消費安全技術センタ — 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究 機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 農業者年金基金 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農林漁業信用基金	事務所 校舎 研修施設 倉庫	木造率100%（注1）、内装等の木質化率100%（注2）。

注1：木造率について

区分	定義
木造率	<p>建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に当たり、利用施設において構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造率」という。</p> <p>この場合、上記の構造耐力上主要な部分の5割以上に木材が使われているものを木造化された施設とする。</p> <p>また、木造とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。</p>

注2：内装等の木質化について

区分	定義
内装等の木質化率	<p>建築物の新築等又は模様替えに伴い天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用するなどを「内装等の木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「内装等の木質化率」という。</p> <p>この場合、天井、床、壁、窓枠、戸及び外壁等のうち施工が行われた全ての品目について、それぞれ、天井、床、壁及び外壁等については施工面積の5割以上、窓枠、戸については施工個数の5割以上に木材が利用されたものを内装等の木質化が行われた施設とする。</p>

2 公共土木工事における目標

公共土木工事における具体的な目標は以下のとおりとし、「グリーン公共事業の推進」という取組方針の下、設計図書（標準仕様書等）に間伐材等の使用を明記する。

部局	事業名	工作物及び施設の種類	目標
生産局	農業農村整備事業 のうち畜産公共事業	柵工、残存型枠、 標識工、視線誘導標、土留工、 筋工、伏工、防風柵、水路工、 階段工、歩道工等	(1) 事業における木材の使用量を基準値の1.5倍程度
農村振興局	農業農村整備事業 海岸事業		(2) 左記の工作物及び施設のうち柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標については、木製の割合100%
林野庁	森林整備事業 治山事業		
水産庁	水産基盤整備事業 海岸事業		

(注1) 柵工は、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

(注2) 木材の使用量の単位は、工事費1億円当たりの量(m³)である。

(注3) 基準値とは、平成16年度、17年度、18年度の実績の平均である。

(注4) 標識工は、場所等の案内標識、工事中の標識等である。

(注5) 残存型枠は、コンクリート打設用の型枠であって構造物の完成後も撤去しないものである。

(注6) 各部局の事業には、農山漁村地域整備交付金など各種交付金による事業も含まれる。

3 拠助対象施設における目標

拠助対象施設における具体的な目標は以下のとおりとし、関係拠助事業の実施要綱・要領等に間伐材等による木造化・内装等の木質化を明記する。

部局	事業名	施設の種類	目標
生産局	強い農業づくり交付金のうち 畜産物共同利用施設整備	家畜飼養管理施設	
農村振興局	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	都市農山漁村総合交流促進施設 木材利活用促進施設 農林水産物直売・食材提供供給施設 地域資源活用交流促進施設 農林漁業体験施設のうち 滞在施設 農山漁村体験施設 教養文化・知識習得施設 地域資源活用起業支援施設	木造率100% (注1)、 内装等の木質化率100% (注2)
林野庁	森林・林業・木材産業づくり交付金	効率化施設 特用林産物加工流通施設 地域産物活用施設 森林空間活用施設 活動拠点施設 生活環境施設 木材加工流通施設 森林バイオマス再利用促進施設 需要拡大促進施設 医療・社会福祉関連施設 学校関連施設 先駆的施設 木質バイオマス供給施設 学習展示施設 森林環境教育活動施設	
水産庁	強い水産業づくり交付金のうち 漁業生産基盤等の整備	漁業用作業保管施設	

注1：木造率については、1「対象施設における目標」の表注1と同じ。

注2：内装等の木質化については、1「対象施設における目標」の表注2と同じ。

注3：事業名は平成22年11月1日現在の事業名であり、同種の新規事業又は名称が変更された事業も対象とする。

4 対象物品における目標

対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品の調達を明記する。

組織	物品の種類	目標
農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用したものとする。（目標 100%）
地方出先機関 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	文具類	コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。（目標 100%） 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、間伐材等を使用したものとする。（目標 100%） その他の文具類についても、間伐材等を使用した製品がある場合は、その使用に努める。
	印刷物	印刷物については、全て間伐材等を使用した印刷用紙を使用する。（目標 100%）
	各種会議における飲料	各種会議等において飲料を必要とする場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶を使用する。（目標 100%）